

ポーランド週報

(2024年2月1日～2024年2月7日)

令和6年(2024年)2月9日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
政治 首相政務室長人事が決定 地方選挙に向けた動き カミンスキ氏とヴォンシク氏が下院に登庁しようとして警備ともみ合いに デンマークとの防衛協力強化 トウスク首相の特別欧州理事会参加 シコルスキ外相とボージュ・マルタ外務・欧州・貿易大臣との会談 シコルスキ外相の第3回EUインド太平洋閣僚会合参加 ドゥダ大統領夫妻のアフリカ訪問 シコルスキ外相とジャイシヤンカル・インド外相との電話会談 シコルスキ外相とゴメス・クラヴィーニョ・ポルトガル外相との会談								【お願い】3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。 問合せ先大使館領事部 電話226965005 Fax 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。
治安等 ロシア人とベラルーシ人のスパイ2人が有罪判決 ヴロツワフで重量挙げ選手が銀行強盗を阻止 マウオポルスカ県の質屋で強盗が発生								
経済 公定金利5.75%を維持 産業廃棄物に関するEU指令 家族・労働・社会政策大臣による社会福祉政策に関する発言 2023年8月末時点の外国人労働者数 ポーランド観光業の復調 テクノロジーが牽引するM&A市場 就労と留学に魅力的なポーランド 商船三井、グダンスク湾の浮体式LNGターミナルをGaz-System社から落札 ワルシャワ市とデンマークによる廃熱回収プロジェクト 欧州委員会がポーランドの脱石炭支援案を承認 Orlenの新監査役会 ポーランド国立学術交流庁の人事 ポーランドとウクライナの科学分野の協力 ジェシュフのスタートアップが早期地震警報システムを開発								
大使館からのお知らせ 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ 「たびレジ」への登録のお願い マイナンバーカード取得のお願い 有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて 旅券のオンライン申請等の開始について 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事								

在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp	
---	--

政 治
内 政

首相政務室長人事が決定【2日】

2日、グラビェツ首相府長官は、パヴェウ・グラシ氏が首相府においてトウスク首相の政務室長に就任したと発表した。グラシ室長は、元下院議員を務めた経歴を持ち、2009年から2014年まではトウスク政権の政府報道官に就いていた。また、2014年にトウスク氏が欧州理事会議長に就任した際には欧州理事会議長の顧問となり、2019年にトウスク氏が欧州理事会議長を退任して欧州人民党の党首に就いた際には党首室長を務めた人物である。

地方選挙に向けた動き【3日】

3日、カチンスキ「法と正義」(PiS)党首は、ボヘンスキ元マゾヴィエツキ県地方長官がワルシャワ市長選挙にPiSからの立候補者として出馬することを発表した。ボヘンスキ氏は、現職ワルシャワ市長のチシャスコフスキ「市民プラットフォーム」(PO)副党首に戦いを挑むことになる。同じく3日、「新左派」の全国大会がワルシャワで開かれ、同党のビエドロン共同党首は、「新左派」は左派政党の広範な連立を組んで選挙に出馬する用意があると発表し、現在の

連立政権のパートナーたちと対話を行うことにもオープンであると強調した。先週、「市民連立」(KO)と「左派」が共同で地方選挙に臨む可能性が出てきていた中、トウスク首相は、記者会見を開き、KOは単独で選挙に出ると発表していた。

カミンスキ氏とヴォンシク氏が下院に登庁しようとして警備ともみ合いに【7日】

7日、1月中旬に議員資格を失ったとされるカミンスキ氏とヴォンシク氏が、カチンスキ「法と正義」(PiS)党首やブワシュチャク元国防大臣等と共に力づくで下院に入ろうとしたが、下院警備員により止められ、もみ合いになるという事態が起きた。カチンスキPiS党首は、「カミンスキ議員とヴォンシク議員の通行」を認めるよう求めたが、下院警備員は、カミンスキ・ヴォンシクの両名に対し、入構証発行事務所で適切な許可を得てから下院の敷地に入るよう要請した。PiSの政治家は命令には従わず、もみ合いが続いたが、結局両名が下院の敷地内に入ることはなかった。

外 交・安全保障

デンマークとの防衛協力強化【1日】

1日、コシニャク＝カミシュ副首相兼国防大臣は、ワルシャワを訪問中のポールセン・デンマーク副首相兼国防大臣と会談し、両国間の防衛協力を強化するための覚書に署名した。会談では、今後の合同訓練の強化や現在のバルト海地域の安全保障情勢について話し合われた。同副首相兼国防大臣は、「我々は、両国間の協力を強化するための覚書に調印した。以前の合意はポーランドのNATO加盟以前のものであったため、これは我々にとって非常に重要な一歩であった。ポーランド、デンマーク、欧州、そして世界を安全にするために、我々はあらゆることを行う。」と述べた。

トウスク首相の特別欧州理事会参加【1日】

1日、トウスク首相は、ブリュッセルで開催された特別欧州理事会に参加した。特別欧州理事会では、2021年から2027年までの多年度財政枠組み(MFF)の改定案が採択された。また、EUの全加盟国が、ウクライナに対する4年間の支援を実施することに賛成した。

シコルスキ外相とボージュ・マルタ外務・欧州・貿易大臣との会談【1日】

1日、シコルスキ外相は、ワルシャワにてボージュ・マルタ外務・欧州・貿易大臣との会談を行った。両大臣は、ポーランド・マルタの大変良好な関係を歓迎するとともに、昨年4月のポーランド大使館開館式に象徴されるような、パートナーシップに基づく対話の構築に向けた両国のコミットメントに満足の意を示した。ワルシャワ訪問直後、ボージュ大臣は外相及びOSCE議長国としてキーウを訪問した。

シコルスキ外相の第3回EUインド太平洋閣僚会合参加【2日】

2日、シコルスキ外相は、ブリュッセルで開催された第3回EUインド太平洋閣僚会合に参加した。同会合には、EU加盟国及び同地域のパートナー国・団体から、70人を超えるハイレベルの代表が参加した。各代表団は、安全保障、経済のレジリエンス及び投資、グリーン・トランジションなどの分野における協力や、インド太平洋地域に対するEU戦略のさらなる実施について話し合った。また、シコルスキ外相は、同

会合の機会に、ベトナム、ブルネイ、インドネシアのカウンターパートと会談した。

ドゥダ大統領夫妻のアフリカ訪問【4日から】

4日から、ドゥダ大統領夫妻は、アフリカ訪問を開始した。ケニア、ルワンダ、タンザニアの3か国を訪問する予定である。ポーランド大統領によるアフリカ訪問は今回が5回目となる。ドゥダ大統領は、今回のアフリカ訪問の目的は、①ポーランドとポーランドのビジネスを促進すること、②欧州の状況を伝えること、の2つであると発表した。今回の訪問では、ケニア、ルワンダ、タンザニアの大統領との会談、ポーランド企業が参加する経済フォーラムへの出席、多くの二国間協定の調印、主要な投資先への訪問、ポーランド人コミュニティの代表との懇談などが予定されている。

シコルスキ外相とジャイシャンカル・インド外相との電話会談【6日】

6日、シコルスキ外相は、ジャイシャンカル・インド外相と電話会談を行った。両外相は、世界のさまざまな場所で不確実性と緊張が高まる中、安全保障問題や地域的・世界的な問題の解決に関するポーランドとインドの政治的対話をさらに進めることに関心を

表明した。シコルスキ外相はこの中で、ウクライナの問題は最も重要であると述べた。ジャイシャンカル大臣は、ウクライナ戦争と東欧情勢に関するポーランドの深い専門知識に関心を示した。両大臣はまた、経済・貿易協力の分野を含め、二国間関係を強化すべきであり、ポーランドとインドの外交関係樹立70周年にあたる今年は、そのための適切な機会となり得ることに言及した。両外相は、ポーランドとインドを訪問する招待状を交換し、多国間形式の会議の機会に直接対話を続ける用意があることを示した。

シコルスキ外相とゴメス・クラヴィーニョ・ポルトガル外相との会談【7日】

7日、シコルスキ外相は、ワルシャワを訪問中のゴメス・クラヴィーニョ・ポルトガル外相との会談を行った。同会談は、ゴメス・クラヴィーニョ・ポルトガル外相がウクライナを訪問した直後に実施された。両外相は、ポーランド・ポルトガルの非常に良好な関係性、レベロ・デ・ソウザ・ポルトガル大統領のポーランド訪問成功を含む、昨年開催された活発な政治対話に満足の意を示した。

治 安 等

ロシア人とベラルーシ人のスパイ2人が有罪判決【2日】

2日、ポドラスキエ県ジャウストクの裁判所は、ロシア情報機関の下でポーランド軍に関する諜報活動を行ったとして、ロシア人とベラルーシ人の男2人に懲役4年の有罪判決を言い渡した。

検察によると、男らは、2017年から2022年にかけて、ポーランド軍やその同盟軍の部隊、その位置、装備、人員に関する情報を収集していたとされる。

ヴロツワフで重量挙げ選手が銀行強盗を阻止【2日】

2日、ヴロツワフのカミエンナ通りで、男が銀行に押し入り、ナイフで従業員を脅して金銭を要求したが、重量挙げ選手の警備員が警棒で威嚇してこれを阻止し、犯人の男は逃走した。その後、警察は犯人を

逮捕した。

マウオポルスキエ県の質屋で強盗が発生【5日】

3日午前3時頃、南部マウオポルスキエ県ノヴィ・タルク市で、強盗が質屋にオフロード車で押し入り、約8万ズロチ相当の金品を盗み、逃走した。

犯人らは、オフロード車で店のショーウィンドウに突っ込み、そのまま店内に侵入した。車が突っ込んでから金品を盗んで走り去るまで、3分もかからなかった。警察によると、強盗は綿密に計画されており、犯人らは極めて冷静に行動したという。

質屋のオーナーは、犯行の様子が映った監視カメラ映像を SNS で公開し、犯人らを特定した場合は報奨金を支払うとして協力を呼びかけている。

経 済

経済政策

公定金利5.75%を維持【7日】

ポーランド金融政策理事会(RPP)は、ポーランド国立銀行の基準金利を5.75%に維持することを決定した。前回の変更は2023年10月に行われ、基準金利は6.75%から1ポイント引き下げられた。

産業廃棄物に関するEU指令【7日】

欧州委員会(EC)は、産業廃棄物排出に関するEU指令がこれまでポーランドの法制度に完全に導入

されていないとして、ポーランドに対する手続きを開始することを決定した。ECは、産業活動は環境と健康に大きな影響を及ぼすと指摘し、産業排出指令は、大気、水、土壌への有害な産業排出を防止・削減し、廃棄物の発生を防止するための規則を定めている。ポーランドの法律にまだ欠けている要素は、廃棄物焼却・共同焼却施設の統合許可や許可の条件、排出規制値、環境品質基準に関するいくつかの重要な原則である。さらに、情報公開と司法へのアクセスに

関する規定が国内法に適切に組み込まれていないため、産業排出に関する意思決定への市民参加が妨げられている。指令の付属書に含まれる技術的要求事項の多くも、ポーランドの法律に適切に組み込まれていない。

家族・労働・社会政策大臣による社会福祉政策に関する発言【3日】

ジェミヤノヴィッチ＝ボンク家族・労働・社会政策大臣は、児童手当800+プログラムを変更したり、定年を引き上げる計画はないことを強調した。また、同大臣は、「アクティブ・ペアレント」プログラムを立ち上

げ、育児を終えて職場に復帰することが困難な労働者、特に女性を支援することの重要性を強調した。特に、「セーフ・シニア」パッケージ、葬儀手当の倍増、第二次年金調整などのイニシアチブを通じて高齢者の状況を改善することを目指していると述べた。大臣は、社会扶助における過去の政策的な欠点を認め、不安定雇用（パートタイム雇用、自営業、派遣労働）や、雇用契約の規制改善を提唱する労働者の権利保護の必要性といった問題に取り組む予定であると語った。同大臣は社会扶助局と人口統計局を分離することを決定し、幼稚園の定員不足や妊娠中絶法についても改善することに言及した。

マクロ経済動向・統計

2023年8月末時点の外国人労働者数【7日】

中央統計局（GUS）によると、2023年8月31日現在、ポーランドは999,000人の外国人労働者を受け入れており、これは2022年1月と比較して1.3%増加し、国別ではウクライナ人が69万人で最も多い。また、外国人労働者に占める男性の割合は64.

7%から59.3%に減少した。ただし、本調査は民法上の契約を含む行政調査に基づくものであり、特定の農業労働者や契約労働者は含まれていない。報告書は、ポーランドの外国人労働者におけるウクライナの割合が、2022年1月以降顕著に減少していることを強調している。

ポーランド産業動向

ポーランド観光業の復調【4日】

ポーランド観光局の専門家によると、ポーランドの観光業はパンデミック以前の水準まで回復しており、今年の冬シーズンにはポーランド人の53%が少なくとも1泊の宿泊を伴う休暇に出かけ、うち57%がポーランド国内を選ぶと見られている。しかし、同専門家が指摘するように、観光業は人手不足に悩まされており、これがダイナミックな発展を妨げている。スタッフの増員とは別に、ポーランドの観光業にはAIを活用したツールなど、最新のテクノロジーを駆使した効率的なマーケティングとプロモーションが必要であると同専門家は付け加える。

テクノロジーが牽引するM&A市場【7日】

世界的な会計事務所であるGrant Thorntonの最新レポートによると、2023年にポーランドで行われたM&A取引は合計350件で、2022年の348件から増加し、昨年の数字も2017年から2022年の平均を36.7%上回った。報告書が示すように、2023年のM&A取引全体の24.3%を占め、投資家の間で最大の関心を集めているのはTMTセクター

（テクノロジー・メディア・通信）の企業である。同社の専門家の見解では、物価上昇ペースの鈍化、金利引き下げの可能性、相対的に低い失業率、EUの復興基金へのアクセス解禁の見通しなどに後押しされ、2024年に向けてM&A取引は引き続き成約するだろう。

就労と留学に魅力的なポーランド【7日】

ポーランドのコンサルティング会社CRIDOヒューマンアドバイザーサービスの最新レポートによると、ポーランドは従業員や専門資格の向上を目指す人々にとって魅力的な移住先となっている。この傾向は、社会保険庁（ZUS）が発表した最新データに見ることができ、それによると、2023年末現在、ZUSに登録されている外国人は113万人で、この数字は2019年初頭の約2倍となっている。この報告書についてCRIDO社の税務専門家アーノルド・コヴァルスキ氏は、逆説的ではあるが、従業員の流入はポーランドの労働市場を安定させ、経済状況に柔軟に対応していると指摘している。

エネルギー・環境

商船三井、グダンスク湾の浮体式LNGターミナルをGaz-System社から落札【1日】

商船三井は、ポーランドの液化天然ガス（LNG）輸入能力を強化するため、グダンスク湾における浮体式LNGターミナルの建設・管理を担当することになった。この画期的なプロジェクトは、国営天然ガス

輸送事業者Gaz-System社の浮体式LNG貯蔵再ガス化設備（FSRU）プログラムの一環である入札手続きによるもの。このプロジェクトは、世界最大のLNG輸送船隊を誇る商船三井が管理する。グダンスクの海岸から3kmに位置するこのターミナルは、年間61億立方メートルのガスを取り扱うことを目標として

おり、ポーランドのガス需要の30%以上を確保する。行政当局の承認を得て、この投資は2027年から2028年にかけて完了する予定である。

ワルシャワ市とデンマークによる廃熱回収プロジェクト【5日】

ワルシャワ市は、同市の地下鉄から出る廃熱を回収することについて実現可能性を調べるため、デンマーク政府と覚書を交わした。このプロジェクトは、デンマーク政府のグリーン・アクセラレーター・プログラムの支援を受けており、ワルシャワの最大27.5万人に暖房と給湯を提供できる可能性がある。同覚書は、デンマーク国王フレデリック10世の臨席の下、ワルシャワ市、ワルシャワメトロ、在ポーランド・デンマーク大使館、ダンフォス社、ランボルグループによって調印された。

チチャスコフスキ・ワルシャワ市長は「このパートナーシップは、ワルシャワをより持続可能な都市にする取組において、重要なステップである。地下鉄からの廃熱を回収することで、化石燃料への依存を減らし、CO2排出量を削減することができる」と述べた。

欧州委員会がポーランドの脱石炭支援案を承認【5日】

5日、欧州委員会は、脱石炭の社会的コストを軽減することを目的としたポーランドの支援案を承認した。これは褐炭・石炭火力発電所と褐炭鉱山の閉鎖プロセスを容易にするものである。欧州委員会の公式サイトで発表されたベステアー上級副委員長の声明において、「この3億ユーロのスキームは、ポーランドの石炭火力発電所及び褐炭鉱山のやむを得ない閉鎖により失業する労働者を支援するものである。これは、欧州委員会が誰1人取り残さないグリーン転換として全力を尽くしていることを示すものである。」と述べられている。

このスキームには、炭鉱及び発電所の労働者を支援するための措置が含まれており、例えば、定年退職を迎えるシニア労働者には4年間の有給休暇を与えられ、若手従業員には1年分の退職金がそれぞれ支給される。本支援スキームは2034年2月まで10年間有効で、その後は延長が可能である。

Orlenの新監査役会【7日】

国営石油・ガス企業 Orlen の臨時株主総会は2月6日、監査役会のほぼ全員を交代させ、同社株式の49.9%を保有する政府を代表し国有財産大臣によって任命されたシレジア大学のヴォイチェフ・ポピオウエク教授のみを残した。ポピオウエク教授には監査役会会長の職務が委ねられた。新たに8名のメンバーが国有財産省から推薦された。Orlen の規約では、国有財産大臣が監査役会メンバー1名と取締役会メンバー1名を直接任命する権利を有しているため、残りの1名は国有財産大臣が補充する可能性がある。

ドナルド・トウスク首相は以前、上場企業の取締役会には競争によって選出されると発表したが、それまでの間、監査役会の新メンバーが一時的にこれらの機能を果たす可能性がある。アナリストは、投資家は政治的な経営者よりも市場志向の Orlen の経営者を好むだろうと指摘している。政治家の Orlen に対するアプローチ、特に Orlen に新たな税負担を課するという点で、Orlen は極めて重要な存在になるだろう。アナリストは、オーレンが多くの政治的議論や経済的正当性のない活動に関与していたことを指摘している。専門家によると、Orlen の投資の中には株主にとって付加価値のないものもある。さらに、取締役会には、Orlen と石油会社の Lotos 及びポーランド国営ガス会社 PGNiG との合併が大きな付加価値を提供することを投資家に納得させることができなかったため、投資家は新経営陣に期待している。

科学技術

ポーランド国立学術交流庁の人事【2日】

2日、科学・高等教育省のシェプティツキ次官は、ポーランド国立学術交流庁 (NAWA) 理事会の人事を発表し、ポーランド国連協会 (UNAP) のバルトウォミエイ・ノヴァク博士が議長、ワルシャワ大学のアダム・ゲンチヴィウ教授が副議長にそれぞれ就任した。NAWA理事会の主な任務は、同庁の長期的な方向性と発展のための提案の作成、同庁年次活動の計画かつ報告、各プログラムの規定や申請評価システムに対する助言等である。また、2025年末までには、科学・高等教育省との協力のもと、科学・高等教育の国際化のための国家戦略の策定作業にも積極的に貢献する予定である。

なお、NAWAは外国の学生(博士課程含む)や教員を対象とした、国内の各大学においてポーランド語やポーランドの文化を学ぶサマーコースを案内し

ている (<https://nawa.gov.pl/en/the-polish-language/nawa-summer-courses>)。

ポーランドとウクライナの科学分野の協力【6日】

6日、科学・高等教育省のシェプティツキ次官は、キーウでヴィニツキ教育・科学副大臣と会談した。同次官はポーランド国営通信 (PAP) に対し、ポーランドとウクライナの科学分野の協力は双方にとって有益であり、ウクライナは、ポーランドの科学者にとって興味深い科学的パートナーであり、ポーランドは、ウクライナが近代的な国家をつくり、改革を実施し、EU に統合できるよう支援したいと述べた。ポーランドの科学は、戦時下のウクライナの科学よりもはるかに優れているが、ウクライナも、特に原子力を含む科学技術に関しては、提供できるものがたくさんあると付け加えた。

ジェシュフのスタートアップが早期地震警報システムを開発【6日】

Astroteq.ai 社は、ディープラーニングモデルを使った宇宙放射線の検出による早期地震警報システムを開発した。地球内部で発生した現象により、地球の磁場や重力場の一時的な変化などが起こるが、これらは光速で起こるため、実際の地震よりも早く検知することができる。同社によると、日本、トルコ、米国

等の政府や、インフラやビジネスを事前に保護して損失を減らす保険業界が、この革新的手法の主な利用者になると考えている。同社はポーランド当局、欧州宇宙機関(ESA)、Deutsche Telekom からの助成金で資金を得ているが、商業化には800万ユーロが必要である。2026年、同社はイスラエルとイタリアで3つのパイロット・プロジェクトに参加する予定である。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

(1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q & A」

(パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)

(2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」

(パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)

(3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル

(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)

6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

- ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。
- 歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

- 爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。
- 周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。
- 爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

- 犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

- 不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。
- 会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。
- セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。
- 二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

有効期間 10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて

成年年齢が20歳から18歳に引き下がる民法の改正（平成30年）に伴い、旅券法の一部改正を行ったことにより、令和4年4月1日以降、有効期間が10年の旅券の申請可能な年齢及び、旅券発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上となります。

旅券のオンライン申請等の開始について

2023年3月27日から旅券の申請手続きをオンラインで行うことができるようになりました。オンライン申請を行っていただければ、在外公館に来館する必要はなくなりますので、是非ご活用下さい。オンライン申請を行うためには、スマートフォンへの在留邦人用旅券申請アプリのインストールやオンライン在留届（ORRネット）への登録が必要となります。なお、新規旅券の受取は、引き続き当館に来ていただく必要がありますのでご留意下さい。

詳細：<https://www.pl.emb-japan.go.jp/files/100484349.pdf>

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30 及び 13:30 - 17:00

問合せ先：在ポーランド日本大使館広報文化センター（電話：22-584-7300、Eメール：info-cul@wr.mofa.go.jp、住所：Al. Ujazdowskie 51, Warszawa）

文化行事・大使館関連行事

【開催中】展覧会「歌川広重」【2023年11月17日（金）～2024年5月5日（日）】

クラクフ市の日本美術技術博物館Mangghaにて、展覧会「歌川広重」が開催中です。歌川広重の作品を紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所：Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, Kraków

【予定】日本映画祭【2月16日（金）～18日（日）】

ワルシャワの映画館 Elektronik にて「日本映画祭」が予定されています。各映画入場料18PLN。（英語・ポーランド語字幕付）

上映スケジュール：

2月16日（金）19時「三尺魂」加藤悦生監督 2017年

2月17日（土）18時「アイヌモシリ」福永壮志監督 2020年

2月17日（土）20時「おもいで写真」熊澤尚人監督 2020年

2月18日（日）17時「人数の町」荒木伸二監督 2020年

開催場所：Elektronik映画館、Gen. Zajaczka通り7番

主催：在ポーランド日本大使館、国際交流基金、エレクトロニク映画館

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。（営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。）

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト（http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm）も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス（news@mail@wr.mofa.go.jp）